

## 夕食宅配こくくる利用規程

### (定義・役割)

**第1条** 本規程は、生活協同組合コープやまぐち（以下、「生協」といいます）の夕食宅配こくくる事業の利用（代金等の支払を含む）に関する、生協と組合員との約束事を定めるものです。

2 夕食宅配こくくる事業とは、「月曜日から金曜日の週5日」または「月曜日～日曜日の週7日間」を1週間の単位として、事前予約注文にて月曜日～金曜日の週5日間または月曜日～日曜日の週7日間で商品をお届けするシステムです。

夕食宅配こくくるでお届けする商品は、お弁当、お惣菜およびサイドメニューです。

3 夕食宅配こくくる事業が展開する健康管理食・介護食は、「月曜日～金曜日の週5日間」を1週間の単位として、事前予約注文にて、指定のお届け先に宅急便で前週土曜日にお届けするシステムです。

健康管理食・介護食でお届けする商品は、やわらか健康食、さきみ食・ムース食、カロリー1600調整食、カロリー1400調整食、たんぱく40g調整食、たんぱく60g調整食です。

4 お一人住まいの方で、訪問時に前日のお弁当がそのままになっている場合、緊急連絡先に連絡します。（緊急連絡先につながらない場合、又は、緊急連絡先のご登録がない場合は、自治体や地域包括支援センターに連絡させていただく場合があります。）

※平日お届け（5日間コース）ご利用の方で、金曜日お届けのお弁当がそのままになっている場合は、翌週営業日の対応となります。

### (利用条件)

**第2条** 本サービスの利用は、夕食宅配こくくる事業で提供する商品をご希望される方で「夕食宅配こくくる利用登録」をしていただいた方ならどなたでも利用できます。

2 生協の組合員でない方は、生協への加入が必要です。加入に際しては、1口1000円で1口以上の出資金をお預かりします。なお、生協を脱退される際には、定款に基づき出資金をお返しします。

3 商品のお届けは、生協の事業エリアに限ります。

### (商品の注文)

**第3条** 夕食宅配こくくるは「月曜日～金曜日の週5日間」または「月曜日～日曜日の週7日間」を1週間の単位として、休止や変更のお申し出がない限り、登録内容で毎週継続してお届けします。

2 お弁当・お惣菜の休止や変更、介護食・健康管理食、サイドメニューの注文は、前週の水曜日の18時まで、生協の指定する複数の方法（配達時・電話）から組合員が選択した方法によって行うものとします。

3 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

### (利用制限)

**第4条** 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると生協が判断した場合は、注文時または、引渡し時に支払を求めることがあります。

2 利用金額の限度は、宅配利用規則に準じるものとします。

### (夕食宅配こくくるのお届け)

**第5条** 夕食宅配こくくるのお届けは月曜日から金曜日の5日間単位または月曜日から日曜日の7日間単位です。1日単位のお届けや中止はお受けできません。但し、以下の場合は除きます。

2 年末年始は、お休みの期間を設定させていただきます。

3 サイドメニューは、おかず各種、又はお弁当コースのお届けを前提にご注文いただけます。サイドメニューのみのご注文はお受けできません。

4 諸事情により、お届け当日のメニューは変更になる場合があります。

5 毎日18時までにお届けします。時間指定はお受けできません。但し、悪天候や道路事情により、18時までにお届け出来ない場合があります。

6 お留守の場合は、事前にご利用者様と置き場所を確認し、保冷箱（保冷剤入）に入れて、お届けします。留め置きした場合にも商品の所有権が移転するものとし、その後の事故について生協は責めを負わないものとします。

### (健康管理食・介護食のお届け)

**第6条** 健康管理食・介護食のお届けは月曜日から金曜日の5日間単位です。1日単位のお届けや中止はお受けできません。

2 宅急便で毎週土曜日に、5日分をまとめて組合員登録住所または指定の配達場所にお届けします。

3 悪天候や道路事情により、宅急便のお届けが翌日以降になる場合があります。

4 諸事情によりメニューが変更になる場合があります。

### (商品の取り残し)

**第7条** 前回お届けした商品が取り残されていた場合には、利用者に連絡する場合があります。利用者に連絡がつかない場合は、緊急連絡先、または第1条4項に基づく対応とします。

2 取り残されていた商品は、食品衛生上「安心して召し上がっていただける状態ではない」と判断し、回収させていただくことがあります。

### (連絡の法的意味)

**第8条** 第1条4項及び第7条に規定する連絡とは、商品のお届けについて確認するためのものであり、生協は利用者または、緊急連絡先に対して、安否確認に関する法的義務又は責任を負うものではありません。

### (商品のお届けができない場合)

**第9条** 天変地異や災害、製造者の都合、または注文数量が予定を大幅に上回ったなどで商品を注文通りお届けできない時は、お届け日の変更・お届け中止・お届け数量の削減または代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、ホームページや電話等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、生協の定めにより行うこととします。

### (返品)

**第10条** お届けした商品が不良の場合、生協は良品との交換または返金（請求訂正）をします。

2 良品の返品は受付できません。ただし、緊急入院等、やむをえない事情があると生協が認めた場合は、この限りではありません。

### (利用ポイント)

**第11条** 夕食宅配こくくるが企画する商品（お弁当はおかず各種、サイドメニュー、健康管理食、介護食等）のご利用に対する利用ポイントは付与されません。

### (商品代金の請求とお支払)

**第12条** 商品代金の請求は、配達にお届けする「お届け明細書兼請求書」で行います。

2 商品代金は、現金又は銀行などの口座から引落してお支払頂きます。クレジットカードや振込でのお支払いはできません。

3 現金支払いの場合は、当週初めの火曜日までに、1週間分を先払いしてお支払頂きます。

4 口座引落としの方は、毎月15日締日で指定口座から、毎月26日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に自動振替によりお支払いいただきます。

支払期日に支払がなかった場合は、宅配利用規則により、次回の振替日に再度口座振替をおこないます。

### (商品代金支払いの不履行)

**第13条** 前条による代金の支払いが不履行の場合、生協は受注・配達を停止し、コンビニエンスストア等での代金振込用紙を組合員に送付し、督促するものとする。

2 前項の督促を行った場合、その事務手続き料相当額を組合員に請求できるものとする。

3 生協が指定した支払期日以内に代金支払いがなされない場合には、商品事業等の利用の制限と停止を行う。

### (債務者・支払契約及び誓約書)

**第14条** 組合員が第13条3項に該当した場合（以下「債務者」といいます）、宅配利用規則により、生協は債務者に支払期日と支払金額を約した誓約書の提出を求めることができます。

2 債務者は生協から支払期日と支払金額を約した誓約書を求められてから一週間以内に提出しなければなりません。

### (支払期限・手数料・遅延損害金)

**第15条** 別途定める宅配利用規則に準じます。

### (合意管轄裁判所)

**第16条** 組合員は、組合員と組合との書契約に関する訴訟について管轄裁判所を組合本部の所在地を管轄する裁判所とすることに同意するものとする。

### (本規則の改廃と周知)

**第17条** 本規則を改廃した際には、ホームページへの公開や印刷物配布等などにより夕食宅配組合員に周知するものとする。

### (附則)

**第18条** この規程の改廃は常任理事会がおこないます。

2 この規程は2020年4月1日より施行します。